

参考資料

福岡県P T A連合会表彰規程

第1条 P T A活動を通して、会の充実発展と教育の振興に貢献し、その功績が顕著と認められる個人、単位P T A及び区市郡P T A連合会に対し、定期総会において表彰する。

第2条 個人表彰は次のとおりとする。

- 1 本会の会長・副会長・理事・監事・委員が退任するとき、理事会の承認を得て、感謝状を贈る。
- 2 単位P T A会長3年以上、区市郡P T A連合会会長2年以上、区市郡P T A連合会母親代表2年以上在籍した者、及び各ブロックで推薦された個人がその役を退任するとき、表彰状を贈る。

(下線の部分の解釈は、小・中学校あわせてでも可の意)

第3条 団体表彰は次のとおりとする。

- 1 単位P T Aの表彰は、各区市郡P T A連合会から1団体とし、区市郡P T A連合会の推薦による。
- 2 ブロック研修会を開催した区市郡P T A連合会に対しては、記念品を添えて感謝状を贈る。
なお、日本P T A全国研究大会及び九州ブロック研究大会福岡県大会開催時には、各分科会並びに全体会を担当した区市郡連合会に対しても、同様とする。
- 3 その他、福岡県P T A連合会の活動に顕著な貢献をした団体に対し表彰状を贈る。

附 則	この規程は、昭和61年4月1日より施行する。
附 則	平成12年4月27日一部改正し、同日から施行する。
附 則	平成16年6月7日一部改正し、同日から施行する。
附 則	平成17年3月9日一部改正し、同日から施行する。
附 則	平成20年3月5日一部改正し、同日から施行する。
附 則	平成23年4月20日一部改正し、同日から施行する。
附 則	令和2年3月16日一部改正し、同日から施行する。
附 則	令和3年3月15日一部改正し、同日から施行する。

※ 表彰者の調査に当たっては、表彰規程を参考にお間違いのないようお願いいたします。

※ 規程第3条1項の「単位P T Aの表彰は、各区市郡P連から1団体とし、…」とは、小P連・中P連を一緒にして1団体ということです。従って小P連・中P連で協議のうえ、各区市郡から1団体を推薦してください。